

総合評価方式 試行工事「下請負契約における県内企業の活用」の見直し

令和4年8月

【適用期日】令和4年9月1日以降に入札の公告を行う工事から適用

1 対象工事について

発注工種「一般土木工事」全てに適用

※ただし、県内企業のみでは対応できないと考えられる工種を含む以下の工事は、この試行工事の対象外とすることができる。【令和4年度見直し】

- ・橋梁補修工事、橋梁下部工事、耐震補強工事、港湾・漁港工事
- ・明らかに県外に主たる営業所を有する企業への下請が必要な工事（県外企業の見積を採用している工事等）

2 対象とする下請負契約の次数について

令和3年度まで : 2次以下を含む全ての下請負契約を対象

令和4年度見直し : 1次下請負契約のみを対象

【見直し理由】

入札時に応札者が全ての下請負契約を把握することは困難であるため、元請が直接業者選定できる1次下請負契約のみを対象とするもの

3 下請負契約における「地域に貢献している県外に主たる営業所を有する企業」の取り扱いについて

これまで元請契約（入札時）では、当該企業を県内企業と同等に評価しており、この試行工事の下請負契約においても同等に評価するもの

令和3年度まで : 県内企業（県内に主たる営業所を有する者）のみを評価

令和4年度見直し : 地域に貢献している県外に主たる営業所を有する企業（※）も県内企業と同等に評価

※地域に貢献している県外に主たる営業所を有する企業（①～③の全ての要件を満たす者とする）

- ①県内に住所を有する従業員を常時10人以上雇用する従たる営業所を有する者
- ②県道又は市町村道に係る除雪業務等の受託実績がある者
- ③県地域防災計画に基づき、県と締結した災害協定に参加している者

【見直し理由】

地域の雇用をはじめ、除雪や災害協力で地域に貢献している企業をこの試行工事で県内企業と同等に評価するもの